

令和7年12月会議  
第30回綾瀬市農業委員会総会議事録

綾瀬市農業委員会

開 催 年 月 日 令和 7 年 12 月 25 日(木)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番 森 山 謙 治	議席番号 9 番 金 子 美登里
議席番号 2 番 比留川 賢 次	議席番号 11 番 大 塚 秀 一
議席番号 4 番 比留川 義 昭	議席番号 12 番 宇 野 政 信
議席番号 6 番 内 田 直 彌	議席番号 13 番 早 川 新 市
議席番号 7 番 早 川 晴 子	議席番号 14 番 古 塩 貞 夫
議席番号 8 番 木 村 寛	

欠 席 委 員

議席番号 3 番 笠 間 保 一	議席番号 10 番 橋 本 久 男
------------------	-------------------

出 席 推 進 委 員

第 1 地区担当 山 田 英 豁	第 3 地区担当 志 澤 輝 彦
第 2 地区担当 峯 山 健 吾	

欠 席 推 進 委 員

傍 聽 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 43 号 農用地利用集積等促進計画の決定について
議案第 44 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
議案第 45 号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について
報告第 9 号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議事の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による  
採決の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事務局長	中西忠彦
次長	鈴木武志
主幹	古賀治美
主事	鈴木美咲
主事	北澤勇輝

9時 30分 開会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。間もなく年末、もう少しで、令和7年も終わりになるというところですね。年末年始、インフルエンザ等流行っているようですが、ならないように気を付けて、来年を迎えると思います。

ただ今より令和7年12月、第30回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。

本日、3番笠間委員、10番橋本委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。7番早川委員におかれましては遅れてこられます。したがいまして、現在の出席委員は、10名、推進委員は3名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。

本日は、12番宇野委員、13番早川 新市委員のご両名にお願い申し上げます。

次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます、資料の確認をさせていただきたいと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、協議会資料のほか、本日皆様の机上に、諸般の報告をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。1月5日、年頭あいさつ、会長、職務代理が出席される予定でございます。20日、審議案件現地調査、市内一円において、第2班の内田委員、早川 晴子委員が出席される予定でございます。同日、令和8年1月（第31回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。27日、令和8年1月（第31回）農業委員会総会、議会棟全員協議会室において委員全員が出席の予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の5ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請1件833平方メートル、農用地利用集積等促進計画決定30件38,806平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明4件11,709平方メートル、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明1件290平方メートル、法第4条届出2件159平方メートル、法第5条届出6件3,634.97平方メートル、法第18

条通知等 3 件 2,824 平方メートルでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より 5 の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう併せてお願ひいたします。

それでは、日程第 1 号、議案第 42 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 11 番について、議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹） 総会議案書 6 ページ、7 ページをご覧ください。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 11 番でございます。

申請地は [REDACTED] 、地目畠、現況畠、地積 833 平方メートルでございます。

都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外でございます。場所につきましては、7 ページをご参照願います。申請理由は、農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転でございます。

譲受人は、伊勢原市において自作の樹園 4,386 平方メートル、綾瀬市において自作の樹園 2,300 平方メートル、畠 2,949 平方メートルを耕作し、農業経営を行っており、これらの農地全てが耕作されていることを確認済でございます。農業従事状況につきましては、耕耘機、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人 1 名従事日数は 350 日です。したがいまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 1 班の代表の委員より報告を願います。1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君） 本件について、12 月 18 日第 1 班私のほか、比留川 賢次委員及び事務局 2 名の計 4 名で現地調査を行いました。なお、本日の案件につきましては、全て同日同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

今回の、議案第 42 号整理番号 11 番ですけども、申請地は [REDACTED] 833 平方メートルです。現地の状況は、オリーブの木が植えられており、下草もきれいに刈られており、農地として適正に管理されております。第 1 班といたしましては、農地法第 3 条による許可について問題はないと判断いたしました。

皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君） ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補

足する事項等ありましたらご発言願います。12番 宇野委員

○12番（宇野 政信君）私も12月20日、現地のほうへ行って、オリーブの木が植わってあるというのは確認しました。数本新しい木が植えてありました。

■さんについては12月21日、自宅に行き、オリーブの実をとるための機械をここで買ったとか、それからオリーブを絞るための機械をこれから買うんだとか、今後販路をどんな風に広げていくんだろうかっていうことで、オリーブについて現在、非常に熱心に取り組んでいます。今までの部分もありましたので、まだ増やしたいんだと意欲的でしたので、これからも頑張っていただけるかなと思いました。そんなことも踏まえ、今回の3条の規定の許可申請については、妥当かなと思います。皆さんのご審議よろしくお願いします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号11番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

それでは、日程第2号、議案第43号、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。初めに新規の促進計画である整理番号111番及び112番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号111番及び112番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は6,037平方メートル、設定する土地は■ほか1筆、地目畠、地積合計1,890平方メートルでございます。

権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和8年3月1日から令和11年2月28日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和8年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、9ページの案内図をご参照願います。

貸人は、250日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、綾瀬市において、利用集積による畠 6,037 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻の 2 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 1 班の代表の委員より報告を願います。1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）現地は、下草が少し生えているものの、耕うん状態であり、農地として適正に管理されております。第 1 班といたしましては、利用集積の決定に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしている第 1 地区農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 1 地区 山田推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）、本日審議がされます、農用地利用集積等促進計画決定事案について、12月 18 日農業委員会事務局の方と共に、現地調査を行ったことをご報告させていただきます。現地の状況は、先ほど第 1 班の代表委員が述べられたとおり、整理番号 111、112 は耕うん状態です。借人は直売事業を主に熱心に農業に取り組まれています。

利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 111 番及び 112 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 113 番及び 114 番を審議いたしますが、整理番号 113 番から 116 番の農地に関する計画につきましては、借人が同一人でありますので、一括審議をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

ただいま早川委員が、着席されましたので委員数が 11 名でございます。

○事務局（古賀主幹） 総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 113 番及び 114 番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積は 14,661 平方メートル、設定する土地は [REDACTED] ほか 1 筆、地目畠、地積合計 1,288 平方メートルでございます。

権利の種類は、賃貸借権、存続期間は、令和 8 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 8 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、150 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 115 番及び 116 番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。設定する土地は [REDACTED]  
[REDACTED] 、地目畠、地積 991 平方メートルでございます。

権利の種類は、賃貸借権、存続期間は、令和 8 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 8 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、300 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

この整理番号 113 番から 116 番までの農地に関する農地中間管理権の設定をする賃借人の状況でございますが、自作の畠 1,979 平方メートル、利用集積の畠 12,682 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は本人1名で、従事日数は300日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認しているだいたい第1班の代表の委員より報告を願います。1番 森山委員

○1番（森山 謙治君）現地は、対象となっております3筆ともきれいに耕うんされており、農地として適正に管理されております。第1班といたしましては、利用集積の決定に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしているだいたい農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第1地区 山田推進委員

○第1地区（山田 英毅君）現地の状況は、第1班の代表委員が述べられたとおり、整理番号113、114、115、116は、全て耕うん状態です。

借人は綾瀬市園芸協会に所属しており、レタス部会、プロッコリ一部会の部長を務められています。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願ひいたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号113番及び114番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて整理番号115番及び116番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、継続の促進計画である整理番号

117 番から 140 番まで、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 14 ページから 37 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、継続の整理番号 117 番から 140 番まででございます。農地中間管理権の設定をする者及び設定する土地等は記載のとおりでございます。各借人の状況につきましては、別紙の借人情報をご覧ください。場所につきましては、各案内図をご参照願います。各貸人は、農地の管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。全ての農地において、適切に管理されていることを事務局で現地確認しております。

以上により、全ての議案において、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）これらの件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 117 番から 140 番までについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、全て原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 号、議案第 44 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたしますが、整理番号 11 番は、整理番号 12 番及び 13 番と申請人が同一人または同一経営世帯ですので、一括審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは一括して審議をいたします。事務局より説明を願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 38 ページ、39 ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 11 番でございます。

申請人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED] ほか 1 筆、地目畠及び山林、現況畠、地積合計 874 平方メートルでございます。

内容といたしまして、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年11月30日から令和7年12月25日まででございます。相続開始年月日は、平成25年3月15日で、今回が4回目の証明願いでございます。場所につきましては、39ページの案内図をご参照願います。

次に、総会議案書40ページ、41ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号12番でございます。

申請人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED]、地目畠、地積2,751平方メートルのうち、持分1/2でございます。

内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年11月30日から令和7年12月25日まででございます。相続開始年月日は、平成28年3月25日で、今回が3回目の証明願いでございます。場所につきましては、41ページの案内図をご参照願います。

次に、総会議案書42ページ、43ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号13番でございます。

申請人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED]、地目畠、地積2,751平方メートルのうち、持分1/2でございます。

内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

引き続き農業経営を行っている期間、相続開始年月日等につきましては、整理番号12番と同様でございます。場所につきましては、43ページの案内図をご参照願います。

申請人は、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、整理番号11番から13番の申請人の2名、従事日数は300日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認しているただいている第1班の代表の委員より報告を願います。1番 森山委員

○1番（森山 謙治君）38ページの整理番号11番、現地にはビニールハウスがあるほか、ブルーベリーが植えられ、タマネギやニンジンが作付けされており、農地として適正に管理されております。第1班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題がないと判断いたしました。

次に、40、42ページの整理番号12、13番、現地はキャベツ、ハクサイ、タマネギ、ブロッコリー、ソラマメ等多様な野菜が作付けされており、農地として適正に管理されており

ます。また、申請者は、綾瀬市園芸協会の一員であり、熱心に農業に取り組んでおります。これらのことから第1班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。11番 大塚委員

○11番（大塚 秀一君）本件につきまして、地元委員として発言いたします。12月19日、私も現地確認を行い、申請人■さんに面会してまいりました。現地は第1班の代表の方から報告がありましたとおり、■ほか一筆は、ブルーベリーとか、果樹が植わっていました。■は、ネギ、ブロッコリー、キャベツ等多品種が植えられていて、農地として、しっかり管理されていました。申請者はこれからも農業経営を行っていきたいと、お話をされていました。地元委員としては、申請者の農業継続意思も確認できましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願ひいたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号11番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおり証明することに決定されました。

続いて、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号12番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおり証明することに決定されました。

続いて、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号13番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおり証明することに決定されました。

次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 14 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 44 ページ、45 ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 14 番でございます。

申請人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED] ほか 3 筆、地目水路及び畠、現況畠、地積合計 5,333 平方メートルでございます。

内容といたしまして、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 4 年 12 月 28 日から令和 7 年 12 月 25 日まででございます。

相続開始年月日は、平成 31 年 3 月 20 日で、今回が 3 回目の証明願いでございます。

場所につきましては、45 ページの案内図をご参照願います。

申請人は、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子の計 3 名、従事日数は 300 日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 1 班の代表の委員より報告を願います。1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）現地の状況ですが、北側部分はナスの収穫後であり、残りの南側部分にはですね、タマネギ、ホウレンソウ、ダイコン、ニンジン、ブロッコリー、ノラボウナ等が作付けされ、農地として適正に管理されております。

第 1 班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題はないとの判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）地域の担当委員として報告いたします。12 月 16 日 [REDACTED] さんとお会いして、現地を確認してきました。畠にはハクサイ、カブ、ダイコン、ホウレンソウ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ、ゴボウ等々、いろんな種類が作付けされておりました。また、ソルゴーという防風用の草というかすごい 3 メートルぐらい伸びるらしいですが、その風よけの畠の間に、ナスやキュウリ、ピーマンだとか、風で倒れないように、

作っておられました。夏野菜ですので、今後、後片づけをされるというお話をされております。また■さんは、現在 75 歳で妻と長男と 3 名で、年間 300 日ほど、作業しているそうです。まだまだ、体が動く限りは頑張ってやっていくとお話しされておりました。引き続き農業経営を行って旨の証明についての発行については問題ないと思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いしたい。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 14 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおり証明することに決定されました。

次に、日程第 4 号、議案第 45 号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について、整理番号 2 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 46 ページ、47 ページをご覧ください。

議案第 45 号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について、整理番号 2 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■、地目田、現況畠、地積 290 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けている農地について、同法 70 条の 6 の 2 第 1 項の規定の適用を受ける特定貸付けを引き続き行っている旨の証明願いでございます。

引き続き特定貸付けを行っている期間は、令和 4 年 12 月 28 日から令和 7 年 12 月 25 日まででございます。相続開始年月日は、平成 31 年 3 月 20 日で、3 回目の証明願いでございます。場所につきましては、47 ページの案内図をご参照願います。

申請人は、耕運機、トラクター、防除機等を保有しております、農業従事者は、本人、妻、子の計 3 名で、従事日数は 300 日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 1 班の代表の委員より報告を願います。1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）現地は、ハクサイ、キャベツが作付けされ、農地として適正に管理されております。第 1 班といたしましては、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明の

発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。8番 木村委員

○8番（木村 寛君）12月16日 [ ] さんと、現地の畠を確認してまいりました。

ハクサイ、キャベツ等植えられておりました。[ ] がしっかりと管理をしているのがわかりましたので、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明発行については、問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおり証明することに決定されました。

次に、日程第5号、報告第9号、専決処分等についてを、議題といたします。

事務局長より報告願います。

○事務局長（中西事務局長）それでは、議案書の48ページから53ページをご覧ください。日程第5号報告第9号専決処分等についてでございます。

本件につきまして、農地法第4条第1項第7号の規定による届出2件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出6件、農地法第18条第6項の規定による通知3件がございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項及び第10条の規定によりご報告いたします。

議案書の48ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出2件でございます。整理番号7番と8番でございます。転用の内容は、整理番号7番が住宅敷地、8番が共同住宅で地積合計159平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に議案書49、50ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出6

件でございます。転用の内容は、整理番号 20 番から 23 番が住宅敷地、24 番が資材置場、25 番が駐車場で、地積合計 3,634.97 平方メートルでございます。

次に議案書 51 ページから 53 ページをご覧ください。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 3 件でございます。整理番号 6 番から 8 番でございます。内容といたしましては、農業経営基盤強化促進法の定めによって設定された利用権について、合意解約されたことから、農業委員会に対し通知があったものでございます。なお、合意解約の日、都市計画区域等は記載のとおりでございます。

以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありまし  
たらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 9 号専決処分等に  
ついてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和 7 年 12 月第 30 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10 時 12 分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会委員